

(4) いじめ防止基本方針

二本松市立新殿小学校

I いじめに対する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、未然防止のための「いじめを生まない土壌づくり」は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が自らの問題として切実に受け止めて日々実践することが求められる。

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止対策推進法 第二条より】

具体的ないじめの態様・・・

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- わざとぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられたりする
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- SNSで、誹謗中傷や嫌なことをされる

いじめはどの児童にも起こりうるものである

- ① いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ② 暴力を伴わないいじめは、多くの児童が被害も加害も経験するものである。
- ③ 暴力を伴わなくても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命または身体に重大な危険を生じさせる。
- ④ 「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- ⑤ 「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。
- ⑥ 特に配慮が必要な児童として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
 - 発達障害を含む障害のある児童
 - 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
 - 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - 東日本大震災により被災した児童、又は原子力発電所事故により避難している児童
 - いじめは大人が児童に行う場合もある。

Ⅱ いじめの未然防止及び対応

(1) 未然防止

- ① 児童が主体的に参加・活躍できる学校づくり
- ◎ 異学年の交流（タテカツ）により、豊かな人間関係を構築する。
（スポーツフェスティバル、ふれあい野外活動、大杉タイムの取り組み）
- ◎ 各学級の「学級活動」における話し合い活動により、学級の問題を取り上げ、解決に向けての取り組みを行う。
- ◎ 児童会活動を通して、学校生活をよりよくするために話し合い、実行にうつす活動をする。（あいさつ運動や全校遊び等の交流）
- ◎ 道徳の時間や学級活動を中心に「児童が主体的となって取り組むいじめ防止の活動」を実施する。



- ・ コミュニケーション能力を育む。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育む。
- ・ 授業や行事に規律正しい態度で参加できる集団づくりを行う。
- ・ 個々の良さに目を向け、児童の人格や個性を尊重し、相手を傷つける言動をとらないようにさせる。

※ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払う。

- ② わかる授業づくり ▷【Ⅳ－３２ 学力向上グランドデザイン参照】

- ・ 全ての児童が参加・活躍できる授業づくりを進める。
- ・ 実態把握にもとづき個に応じた指導を行う。
- ・ 現職教育を充実し、授業力の向上に努める。
- ・ 児童の能力の差を認め、どの児童も楽しく学習できる授業を行う。

※ 児童がいじめの問題を主体的に捉えることができる取組を実践し、いじめが重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象になり得ることを理解させる。

- ③ 児童の心を育てる

《人権教育の充実》 ▷【Ⅳ－９ 人権教育全体計画参照】

- ・ いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、人として醜く恥ずべき行為である」ことを知らせるとともに、人の傷みを思いやることや周りの人々を人として尊重することの大切さに気づかせるよう人権意識の高揚を図る。

《特別活動の充実》 ▷【Ⅲ－１６ 特別活動全体計画参照】

- ・ 学級活動や学校行事などの様々な場面で、他者と関わり合う活動における励ましや温かい声かけにより「認められた」「人の役に立った」という経験を通して、自己肯定感を育てる。

《道徳教育の充実》 ▷【Ⅲ－１１ 道徳科参照】

- ・ 道徳科の時間を要とした道徳教育の充実を図り、望ましい人間関係の育成に努める」ことを重点に、豊かな体験を通して内面に根ざした道徳性の育成を図る。

《情報モラル教育の充実》 ▷【Ⅳ－１ 情報教育参照】

- ・ 家庭において子ども達を危険から守るためのルール作りを求める。
- ・ S.N.Sを通じて行われるいじめに対しては、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得るなど、重大な人権侵害に当たり被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを、児童に具体的に理解させる

※ 学校への携帯電話の持ち込みは、原則として禁止する。

(2) 早期発見

- ① 児童生徒の些細な変化に気づくこと。
 - ・ 気になる変化をメモする。（５Ｗ１Ｈ）
 - ・ 気づいた情報を確実に共有する。

- ・ 日常の児童や職員との関わり方に目を向ける。
- ・ 些細な兆候でも、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持つ。
- ② 相談しやすい環境作りを進める。(日記指導や日常会話など)
 - ・ 児童の立場に立ち、児童を共感的に理解する。
 - ・ 学期ごとの児童相談週間
 - ・ 保護者との教育相談(12月)、学級懇談等での情報収集
 - ・ 家庭との連絡帳や電話などを利用しての情報収集をし、家庭との相互関係を築く。
- ③ 定期的な調査の実施と相談体制の充実
 - ・ 学期ごとの学校生活アンケート(6月、11月、2月)
 - ・ Q-U検査の実施と結果分析
- ④ いじめ相談窓口の活用
 - ・ 校内いじめ相談窓口 → 特別支援担当教諭・養護教諭
 - ・ 校外相談窓口 → ふくしま24時間子どもSOS ダイヤルSOS

(3) 早期対応

- ① 正確な事実把握(いじめの全体像を把握する。)
 - ・ いじめられた児童、知らせた児童の安全を確保する。
 - ・ 当事者(保護者を含む)、周りの児童からの聞き取りと記録(即日対応)
 - ・ 事実確認と情報の共有
- ② 生徒指導委員会(いじめ対策委員会)を中心とした組織的対応

《児童への対応》

ア いじめられた児童に対して

- ・ つらい気持ちを受け入れ、共感する。
- ・ 秘密を守ることや最後まで守り抜くことを伝える。

イ いじめた児童に対して

- ・ いじめた気持ちや状況について聞く。
- ・ 教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を継続する。
 - いじめは人として許されない行為であること
 - いじめられる側の気持ちを考えさせる。

ウ 周りの児童に対して

- ・ いじめを学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者から、いじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

《保護者への対応》

ア いじめられた児童の保護者に対して

- ・ 家庭訪問等により、保護者に対して事実関係を直接伝える。
- ・ 今後の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 家庭での児童の変化に注意し、学校へ知らせるようお願いする。

イ いじめた児童の保護者に対して

- ・ 正確な事実関係を説明する。
- ・ 事の重大さを理解していただき、家庭での指導を依頼する。
- ・ 家庭での児童の変化に注意し、学校へ知らせるようお願いする。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- いじめに係る行為が止んでいること。(少なくとも3か月相
当の期間継続していること)
- 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。(再発の可能性
があることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること)

教員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、法第22条の学校いじめ対策組織へ事案の情報共有を行う。

(4) 重大事態が発生した場合の対応

重大事態とは

ア：生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある時
(児童が自殺を企図した場合など)

イ：相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある時

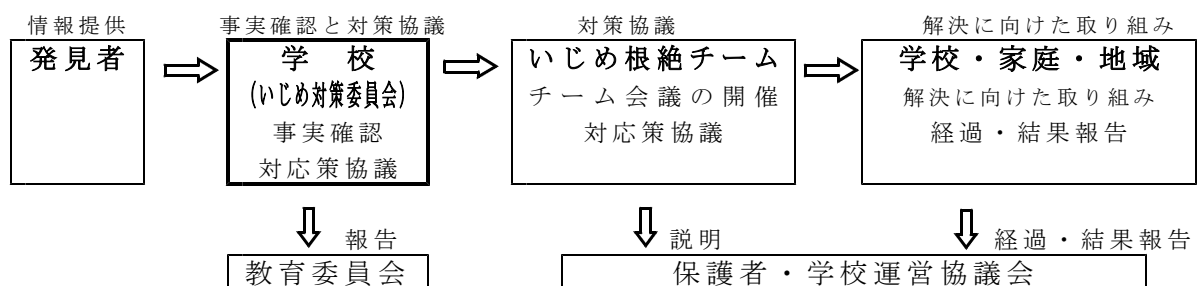
ウ：児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時

エ：職員による児童へのいじめがあった時

- ① 事実確認を行い、教育委員会へ報告する。
- ② 重大事態の調査組織を設置する。
・専門的知識や経験を有し、利害関係等を有しない第三者の参加
- ③ 調査組織による調査を実施する。
- ④ いじめを受けた児童及びその保護者に対し、情報を提供する。
・関係者の個人情報に十分配慮する。
- ⑤ 調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑥ 調査結果を踏まえた必要な処置をとる。

Ⅲ いじめ防止の組織

【いじめ防止に向けた協議・連絡体制】



- ◇ いじめ根絶チームは、校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、PTA本部役員
- ◇ 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭を含めた校内相談体制を確立し、
必要に応じて、スクールカウンセラー（岩代中学校S.C）やスクールソーシャルワーカー（S.S.W）などの外部専門家との連携を図る。

【発生時】

緊急対応会議

(構成)

校長 教頭 生徒指導主事 該当学年担任 教育相談担当
養護教諭 その他必要な関係者

(役割)

- 事実確認
- 必要機関等への連絡・報告
- 連絡体制の構築
- 関係機関との連携
- 事実確認や具体的指導
- 再発、未然防止のための手立て

※ 事実関係の把握やいじめであるか否かの判断は、個人で判断せず、直ちに当該組織に報告・相談する。(学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法の規定に違反し得る。)

いじめを認知したときの学校の対応

いじめの情報をキャッチ（積極的な認知）

担任・発見者 ← 児童生徒・保護者 他教職員
生徒指導委員会・協議会 校務運営委員会 等 からの情報

1 事実関係の把握・情報収集

- いじめの情報
 - ・ 憶測を入れずに事実のみ
 - ・ 些細なことでも必ず報告
- 早急な事実関係の把握（担任・関係職員対応）
 - 担任、関係職員の情報の整理
 - ・ 加害児童生徒 ・ 被害児童生徒 ・ 周囲から ・ 保護者 ・ 教職員

いじめ対策委員会
（速やかな開催）

2 対応協議

- 早期のいじめ問題への対応（管理職による速やかな開催）
 - いじめ対策委員会での協議（対応策の確認や検討）
 - ・ 管理職 ・ 生徒指導主事 ・ 担任 ・ 養護教諭 ・ S C 等
 - 再調査による事実確認 等
 - 状況説明・方針説明、面談の日時連絡 等
 - ・ 加害児童生徒保護者への連絡（いつ だれが）
 - ・ 被害児童生徒保護者への連絡（いつ だれが）
- いじめ解消に向けた取組（全職員対応）
 - 問題の緊急度や深刻度に応じた対応
 - ・ 指導・援助の方針の立案 ・ 指導援助体制の構築 ・ 共通理解

①すぐに行う対応 ②中・長期的な対応 ③保護者への対応
④関係機関との連携 ⑤経過報告・事後報告
「だれが だれに 何を いつまでに」

・記録の累積（経過確認）、事後報告書等の作成

報告・相談

3 市教委との連携

- いじめ解消に向けた取組の推進・連携
- 二本松市いじめ問題対策委員会

4 いじめ根絶チームとの連携

（管理職・生徒指導主事・養護教諭・PTA 本部役員）

- チーム会議の開催
- いじめ解消に向けた取組の推進・連携
- 学校・家庭・地域における対応策協議

※ いじめ対策委員会（生徒指導委員会・協議会） 定期開催 月 1 回

随時開催（いじめの認知により）

※ いじめ根絶チーム 定例開催 年 2 回 ・ 随時開催（いじめの認知により）

IV いじめ防止年間計画

月	いじめ防止の取り組み	
4	○ 生徒指導協議会：各月 1 回実施（特別支援教育委員会を兼ねる） → 気になる子どもの共通理解、情報交換 ○ 授業参観と学級懇談 ○ Q－Uアンケートの結果を生かした指導方針の確立 ○ 通学路確認訪問（家庭との連携、情報交換）	
5	○ 特に指導を要する児童についての話し合い ○ Q－Uアンケートの実施と分析、指導方針の見直し	
6	○ 学校生活に関するアンケート実施と児童相談	
7	○ 授業参観と学級懇談 ○ 第 1 回いじめ根絶チーム定例会 ○ 夏季休業前の生徒指導	
8	○ 新学期にスタートに向けての指導方針の修正	
9		
10	○ 生徒指導事例研究	
11	○ 学校生活に関するアンケート実施と児童相談	
12	○ 保護者面談による教育相談（家庭との連携、情報交換） ○ 冬季休業前の生徒指導	
1	○ 新学期にスタートに向けての指導方針の修正	
2	○ 学校生活に関するアンケート実施と児童相談 ○ 第 2 回いじめ根絶チーム定例会 ○ 授業参観と学級懇談	
3	○ 学年末、学年始休業中の生徒指導	↓